

供託制度についてのご紹介

1 「供託」とは何ですか？

▶ 供託とは、金銭や有価証券などを国の機関である供託所に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度です。

ただし、供託が認められるのは、民法や民事執行法などの法令によって、義務付けられていたり、許容されている場合に限られています。

2 供託の種類にはどのようなものがありますか？

▶ 供託は、その原因により大まかに分類すると、次の5つがあります。

- ① 弁済のためにする **「弁済供託」** …地代や家賃の受領拒否等
- ② 担保のためにする **「担保保証供託」** …裁判上の保証、営業上の保証等
- ③ 強制執行のためにする供託 **「執行供託」** …従業員の給与に対する強制執行等
- ④ 没取のための **「没取供託」** …選挙の立候補の濫用防止
- ⑤ 保管のためにする **「保管供託」**

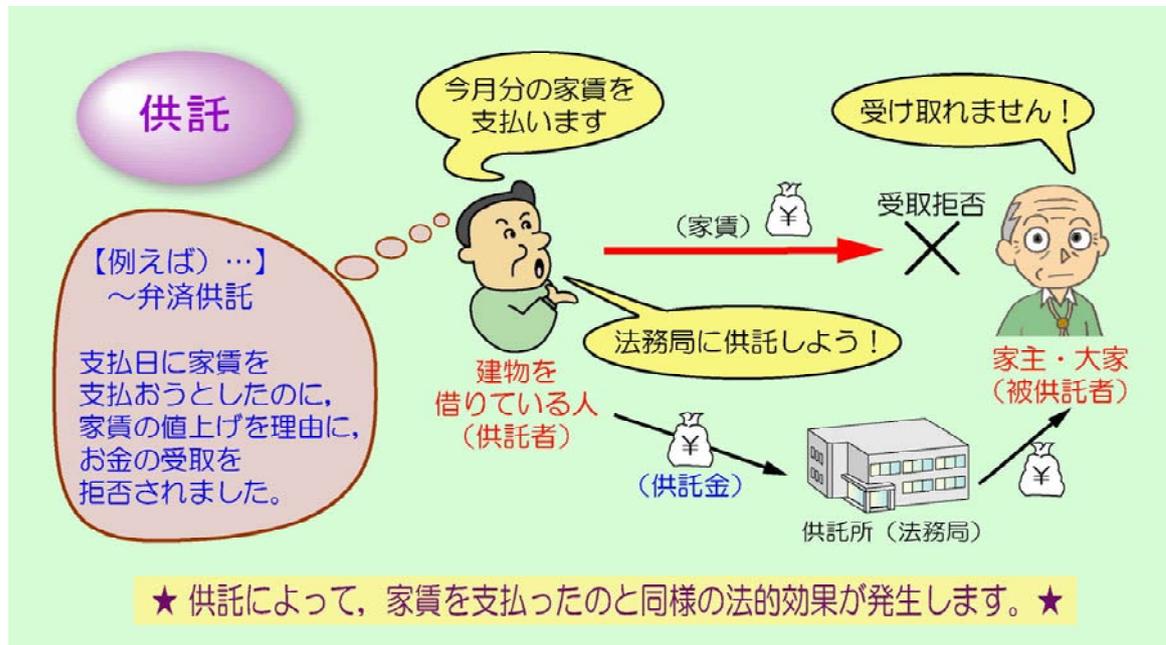
それでは、実際、どのような場面で「供託」が利用されているのでしょうか？

一般のお客様が利用されることの多い、「弁済供託」と「執行供託」の概要と主な事例を見てみましょう。

NEXT

< 弁済供託 >

[弁済供託の概要]



[参考事例]

— 大家さんが家賃を受け取ってくれない! —
～弁済供託

問 私は、家賃月額3万円のアパートを借りて生活していますが、大家さんが近頃の物価高を理由に、現在の2倍弱にあたる5万円の家賃を請求してきました。どうやら大家さんは、私を追い出し、アパートを壊して、敷地を早く売りたいようです。

現在の家賃は、近所の同じようなアパートと比較しても、特別安くはありませんので、支払日に今までどおり3万円を大家さんに持って行ったところ、5万円でなければ受け取らないと言われました。おそらく、来月以降も受け取らないと思われます。

まだ契約期間も残っていますし、引っ越しお金もないため、このままでは、今月分、さらには来月分以降も、家賃を支払わないまま住み続けることになってしまいます。どのようにすればよいのでしょうか。

答 家賃の増額請求があり、当事者間で協議が調わないときは、借主は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、「相当と認める家賃」を支払えばよい（借地借家法32-2）とされています。もし、支払日に家主が賃料を受け取らない場合は、「相当と認める家賃」を、紛争が解決するまで『供託』し、解決後に清算することができます。なお、「相当と認める家賃」は、現在の家賃以上の額でなければなりません（例えば、3万円の増額請求に対して、供託者（借主）が相当と考える1万円を加算して4万円を供託する等。なお、現在の家賃の額（3万円）でもよい）。

この場合の参考記載例は、次頁のようになります。

【通常の場合】

1 地代家賃受領拒否

必ず枠内に記載して下さい(訂正する場合も枠内になります)。

1. 会社などの場合は、「代表取締役 北海一郎」のように記載します。 ※発行後3ヶ月以内の代表者事項証明書が必要です。
2. 代理人による申請の場合は、代理人の表示として「札幌市～ 代理人 何某」と記載します。 ※委任状が必要です。

1. 契約で定められた賃料を「月10,000円」、「年100,000円」のように記載します。
2. 年払いの場合は、備考欄にその期間(例:1年とは1月から12月までである)を記載します。

申請年月日	平成 19年 5月 10日	供託カード番号	()	法令条項	民法第494条
供託所の表示	札幌法務局	カード利用の方は記入してください。		契約の目的物	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 本造型鉄骨造2階建て 戸建 1棟 床面積50.30平方メートル
住所 (060-0808)	札幌市北区北8条西2丁目1番1号	1. 賃借人の住所・氏名を記載します。 2. 会社の場合は、本店所在地・会社名を記載します。		契約の目的物	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 本造型鉄骨造2階建て 戸建 1棟 床面積50.30平方メートル
氏名・法人名等	北 海 太 郎			賃 料	月30,000円 支払日 毎月末日まで
代表者又は代理人住所氏名				支払場所	<input checked="" type="checkbox"/> 被供託者住所 <input type="checkbox"/> 供託者住所
				その他 ()	
被供託者の住所氏名	札幌市北区北8条西2丁目2番1号			供託する賃料	平成19年5月分
氏名・法人名等	札 幌 次 郎			供託の事由	<input checked="" type="checkbox"/> 平成19年5月5日提供したが受領を拒否された。 <input type="checkbox"/> 受領することができない。 <input type="checkbox"/> 受領しないことが明らかである。 <input type="checkbox"/> 債権者を通知できない。
代表者又は代理人住所氏名				反対給付の内容	
				備考	
供託金額	百 + 十 千 百 + 万 千 百 + 円	30,000			
供託者(カナ)氏名	ホ ッ カ イ タ ロウ				
供託者(漢)氏名					

注意事項

1 「賃借の目的物」

- 土地…所在地等、地目及び地積を記載します(例:札幌市北区北8条西2丁目1番地 宅地 50.12平方メートル)。
建物…建物の所在場所、家屋番号、種類、構造及び床面積など建物を特定する事項を記載して下さい。
※一部を借りている場合は、その部分を特定して記載します。
- 「支払日」
契約で定められた地代、家賃の支払期を「毎月末日」「毎月末日まで」「翌月10日まで」のように記載します。
前払の特約がある場合は、備考欄に「賃料は翌月分前払である」のように記載します。
支払日に来ていない場合は、供託できません。

3 「支払場所」

- ① 契約で地主・家主の住所に特約して支払うこととされている場合又は特に定めがない場合は、「被供託者住所」の口に入ります。
- ② 契約で地主、家主又は管理人が地代、家賃の取立てに来ることになっている場合は、「供託者住所」の口に入ります。
- ③ 契約で地主・家主及び供託者の住所以外の具体的な支払場所が定められている場合は、「その他」の口に入ります。

4 「供託通知」

- 被供託者に供託通知書を送りますので、被供託者の数だけの郵便切手を用意して下さい。

【増額請求に対してする相当賃料の場合】

7 地代家賃受領拒否

(増額請求に対してする相当賃料の場合)

1. 会社などの場合は、「代表取締役 北海一郎」のように記載します。 ※発行後3ヶ月以内の代表者事項証明書が必要です。
2. 代理人による申請の場合は、代理人の表示として「札幌市～ 代理人 何某」と記載します。 ※委任状が必要です。

1. 契約で定められた賃料を「月10,000円」、「年100,000円」のように記載します。
2. 年払いの場合は、備考欄にその期間(例:1年とは1月から12月までである)を記載します。

申請年月日	平成 19年 5月 10日	供託カード番号	()	法令条項	民法第494条
供託所の表示	札幌法務局	カード利用の方は記入してください。		契約の目的物	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 本造型鉄骨造2階建て 戸建 1棟 床面積50.30平方メートル
住所 (060-0808)	札幌市北区北8条西2丁目1番1号	1. 賃借人の住所・氏名を記載します。 2. 会社の場合は、本店所在地・会社名を記載します。		契約の目的物	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 本造型鉄骨造2階建て 戸建 1棟 床面積50.30平方メートル
氏名・法人名等	北 海 太 郎			賃 料	月30,000円 支払日 毎月末日まで
代表者又は代理人住所氏名				支払場所	<input checked="" type="checkbox"/> 被供託者住所 <input type="checkbox"/> 供託者住所
				その他 ()	
被供託者の住所氏名	札幌市北区北8条西2丁目2番1号			供託する賃料	平成19年5月分
氏名・法人名等	札 幌 次 郎			供託の事由	<input checked="" type="checkbox"/> 平成19年5月5日提供したが受領を拒否された。 <input type="checkbox"/> 受領することができない。 <input type="checkbox"/> 受領しないことが明らかである。 <input type="checkbox"/> 債権者を通知できない。
代表者又は代理人住所氏名				反対給付の内容	
供託金額	百 + 十 千 百 + 万 千 百 + 円	40,000		備考	20,000円の賃料の増額請求に対し、供託者が相当と考える賃料の増額分10,000円を加算して提供したものである。
供託者(カナ)氏名	ホ ッ カ イ タ ロウ				
供託者(漢)氏名					

注意事項

1 「賃借の目的物」

- 土地…所在地等、地目及び地積を記載します(例:札幌市北区北8条西2丁目1番地 宅地 50.12平方メートル)。
建物…建物の所在場所、家屋番号、種類、構造及び床面積など建物を特定する事項を記載して下さい。
※一部を借りている場合は、その部分を特定して記載します。
- 「支払日」
契約で定められた地代、家賃の支払期を「毎月末日」「毎月末日まで」「翌月10日まで」のように記載します。
前払の特約がある場合は、備考欄に「賃料は翌月分前払である」のように記載します。
支払日に来ていない場合は、供託できません。

3 「支払場所」

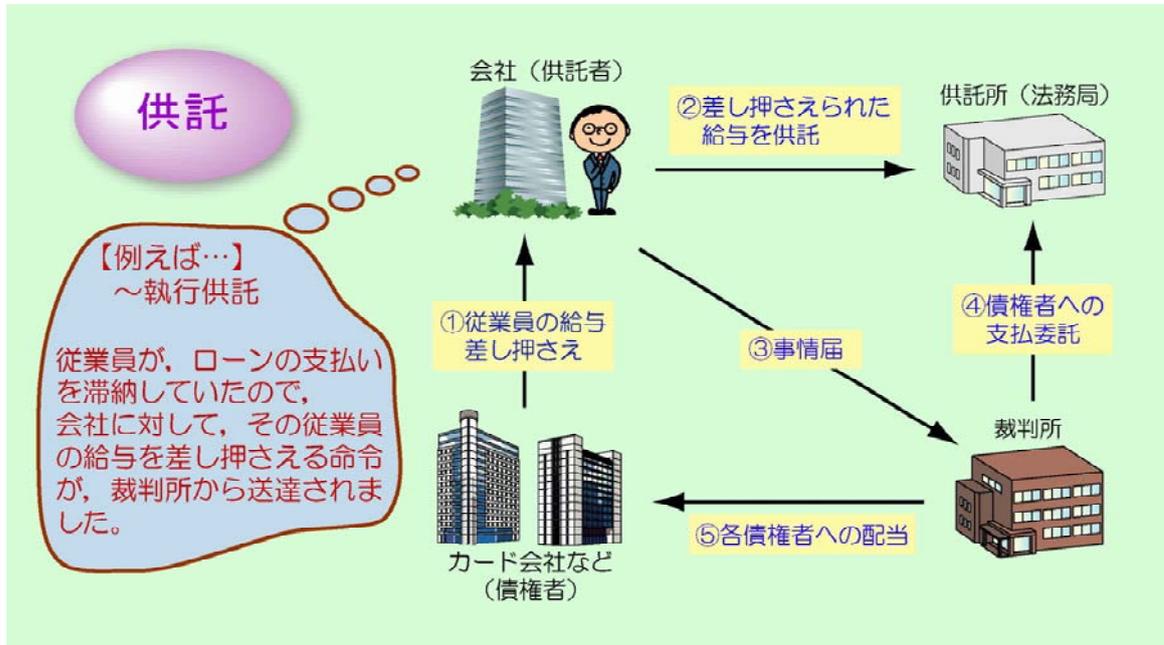
- ① 契約で地主・家主の住所に特約して支払うこととされている場合又は特に定めがない場合は、「被供託者住所」の口に入ります。
- ② 契約で地主、家主又は管理人が地代、家賃の取立てに来ることになっている場合は、「供託者住所」の口に入ります。
- ③ 契約で地主・家主及び供託者の住所以外の具体的な支払場所が定められている場合は、「その他」の口に入ります。

4 「供託通知」

- 被供託者に供託通知書を送りますので、被供託者の数だけの郵便切手を用意して下さい。

< 執行供託 >

[執行供託の概要]



[参考事例]

—裁判所から債権差押命令が相次いで会社には送達された！—
～執行供託

問 私は会社で経理を担当していますが、この度、当会社の従業員を「債務者」、当会社を「第三債務者」として、従業員の給与等を差し押さえる内容の「債権差押命令」が相次いで送達されました。このようなことは初めてで、どのように対処したらよいのか、全く分かりません。裁判所からの連絡文書に『供託』するようにと書いてありましたが、どのようにすればよいのでしょうか。

答 従業員がクレジット会社等から金銭を借りたが、多重債務に陥ったため、その返済ができないとき等、従業員が勤務先から支給される給与や賞与が、クレジット会社等に差し押さえられることがあります。この場合のクレジット会社等を「(差押)債権者」、従業員を「(差押)債務者」、給与等を支給している会社を「第三債務者」といいます。

第三債務者は、同じ従業員の給与に対して、差押命令が重複して送達された場合、通常、「供託義務」が発生し(民事執行法156-2)、給与等から差押禁止額を控除した金銭を供託し、第三債務者としての債務を免れなければなりません。

供託する金額は、債務者の生活を考慮して、給与等から税金や社会保険料等の法定控除額を除いた額の4分の1(4分の3が差押禁止額)です(ただし、例外あり)。

この場合の参考記載例は、次頁のようになります。

【差押えが競合した場合】

5.9 金銭債権（給与）

（差押えが競合した場合）

※字枠内に記載して下さい（訂正する場合は特例
になります）。

1. 会社などの場合は、発行後3ヶ月以内の代表者事項証明書が必要です。
2. 代理人による申請の場合は、代理人の表示として「札幌市～代理人何某」と記載します。※委任状が必要です。

申請年月日	平成 19年 5月 10日	供託カード番号 ()	法令条項	備考欄のとおり
供託所の表示	札幌法務局	カード利用の方は記入してください。	別紙記載のとおり	供託の原因たる事実
住所 (060-0808) 札幌市北区北8条西2丁目1番1号	氏名・法人名等 北海道株式会社	代表取締役 北海道		
被供託者の住所氏名	住所 () 氏名・法人名等	供託通知書の発送を請求する。	供託により消滅すべき質権又は抵当権	民事執行法第156条第2項
供託金額	百 + 十 + 千 + 百 + 万 + 千 + 百 + 十 + 円 5 0 0 0 0	備考	反対給付の内容	
供託者 カ 氏 名	函 ッ カ イ ト ウ フ シ キ カ イ シ ヤ	1. 金額の訂正はできません。 2. 金額の冒頭に ¥ 記号を記載して下さい (押印をもって代えることはできません)。	供託者カ 氏 名	供託者カ 氏 名

注意事項

- 1 この供託は、債務履行地の供託所にしなければなりません。
- 2 この供託においては、被供託者の記載は要しません。
- 3 支払日か来ていない場合は、供託できません。契約で定められた支払日以降に供託を行ってください。

(継続用紙・給与債権執行)

(供託の原因たる事実)

供託者は、札幌市豊平区平岸1条22丁目2番25号 南和夫

に対して平成19年04月分の給与（支給日平成19年05月10日、支給場所 供託者肩書地本店

）金 300,000 円を支払うべき債務を負っている

ところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分

の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を 差し押さえる旨の下記 差押命令が相次いで送達されたので、

給与支給額から法定控除額 100,000 円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、

同残額から33万円を控除した額）に相当する金 50,000 円を供託する。

記

事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日
札幌地方裁判所 支部 平成19年(ル) 第100号	札幌市北区新 琴似5条5丁 目2番4号 新琴似商事株 式会社	南和夫	供託者	金1,000,000円	金1,000,000円	平成19年 4月27日
札幌地方裁判所 支部 平成19年(ル) 第108号	札幌市北区新 川2条1丁目 1番1号 新川保証株式 会社	南和夫	供託者	金500,000円	金500,000円	平成19年 5月1日

※ 上記はあくまでも参考事例です。弁済供託，執行供託及びその他の供託についての詳細につきましては，お気軽に下記連絡先までお問い合わせください。



供託に係る疑問や不明な点がございましたら，お気軽に御相談ください！

【お問い合わせ先】

札幌法務局民事行政部供託課（又は最寄りの支局）
TEL 011-709-2311（内）2172・2173
FAX 011-709-2929